



「港区成年後見制度利用促進事業」は、港区社会福祉協議会が港区から委託を受けて実施しています。

親族後見人カフェを開催

成年後見利用支援センター **サポートみなど**では、港区成年後見制度利用促進基本計画にもとづいて親族後見人等への支援を行っています。

今回、新たな取り組みとして令和2年12月に「親族後見人カフェ」を開催しました。親族後見人等の皆様から日頃の活動で感じていることや制度の悩みなどを共有する場となりました。中村順子弁護士にも参加してもらい、専門職の立場からの助言や、先生自らも親族後見人として活動している経験談の話があり、非常に有意義な時間となりました。来年度以降も開催していく予定ですので、親族後見人等として悩んでいることがある人も、そうではない人もぜひご参加ください。



後見人としての悩みなどについて
弁護士からのアドバイスもありました！

成年後見人等の仕事をおさらい（定期報告）

成年後見人等に選任されると、毎年1回、家庭裁判所へ定期的な事務報告を行うことが義務付けられます。遅れや不備なく報告することは、成年後見人等の大切な役割の一つです。

定期報告は毎年「指定月」に行います。「指定月」とは成年後見人等に選任された際、審判書と一緒に送られてくる書類に記載があります。例えば、指定月が3月の場合、前月末日時点（2月末）の財産目録を作成して、他の報告書とともに指定月の翌月15日までに提出してください。監督人がいる場合には監督人から家庭裁判所へ報告しますので、期限に間に合うように監督人へ提出します。諸事情で提出期限に間に合わない場合には、その旨を必ず家庭裁判所（または監督人）へ連絡してください。

家庭裁判所への連絡事項や意見を述べる際には、基本的に文書で行います。電話連絡の方が楽ですので、ついそのようにしてしまいがちなのですが、家庭裁判所からは文書で出してくださいと言われてしまいますので、注意が必要です。連絡票の様式もありますので、東京家庭裁判所後見センターのホームページからダウンロードして活用してみてください。



成年後見人等の仕事をおさらい（本人の介護や支援のこと）

被後見人（本人）が、できるだけ本人らしい生活を続けていくためには、福祉サービスを利用する必要があるかもしれません。そのようなときは、本人の代わりにサービス利用の契約をします。契約は成年後見人等の大切な役割ですが、契約内容が適切に行われているかを見ることの方が大切です。本人の様子などを確認してみる必要があります。また、公的なサービスだけでは対応できない場合もあるので、ボランティアや近隣住民などの地域の社会資源も活用してみることを検討してください。社会福祉協議会では福祉や地域の社会資源の情報を集めていますので、ぜひご相談ください。



初！後見人の座談会をリモート開催

令和3年2月に後見人の座談会を開催し、今回はオンライン会議ツール「Zoom」を活用して初のリモート開催でした。会場に集まってもらう形での開催に加えて、今後リモートでの開催を検討していきます。



親族の皆様への支援

サポートみなとでは成年後見制度の利用を検討している、成年後見人等として活動している皆様からの相談を受け付けています。

- 制度のことについて知りたい
- 申立て書類の作り方がわからないので教えてほしい。
- 後見人になったけど、本人の支援についてどうしたらいいかわからない

など、気になることがあればお気軽にご相談ください。



弁護士等による福祉専門相談も月2回実施しています。弁護士に直接制度のことを相談したい、親族間でのトラブルで悩んでいることなどがあれば合わせてご活用ください。

【ご相談・問い合わせ】

港区社会福祉協議会 成年後見利用支援センター **サポートみなと**

住所 〒106-0032 港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2 階

電話 03-6230-0283

Fax

03-6230-0285

URL : <http://www.minato-cosw.net/service/seinenkoken/>

月～金曜日（年末年始・祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分



ちいばす麻布ルート・田町ルート「麻布地区総合支所前」徒歩0分